

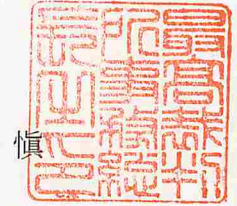
最高裁秘書第3284号

令和3年1月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月4日付け（同月7日受付，第020743号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局経理局総務課公務員宿舍第一係・第二係作成「国家公務員
宿舍の貸与について」と題する文書（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

国家公務員宿舎の貸与について

最高裁判所事務総局経理局

総務課公務員宿舎第一係・第二係

採用される裁判所（以下「採用庁」という。）で勤務するに当たって、宿舎の貸与を希望される方は、裏面の「宿舎貸与希望の回答から入居までの流れ（概要）」に従って、貸与申請をしていただくこととなります。

宿舎の貸与を希望するかどうかは、裁判所への採用が内定して採用庁が判明する採用内定日まで決められないと思いますが、遅くとも採用庁への着任日に宿舎に入居できるようにするためには、採用内定日の翌日までに貸与希望の有無を回答いただく必要があります。

本書面は、そのために今から御検討いただけるよう、宿舎入居までの流れと宿舎に関する一般的な留意事項をお伝えするものです。宿舎の貸与を希望する可能性のある方は、宿舎の概要に関する説明部分も含めて御一読いただき、宿舎の貸与を希望するかどうか御検討ください。

宿舍貸与希望の回答から入居までの流れ（概要）

① 宿舍貸与希望の有無を回答 <12月下旬頃>

- ・【最高裁人事局任用課】より【内定者（全員）】に対して内定及び採用地の通知とともに宿舍希望の有無を照会
- ・【内定者（全員）】は宿舍貸与希望の有無を翌日までに回答（※）
（注）この時点では貸与される宿舍は判明しておらず、②の宿舍貸与申請書類送付時に貸与される宿舍が判明することになりますが、立地、間取りや設備の古さ等を理由に貸与希望を撤回すること又は入居後直ちに退去することは絶対にやめてください。
（理由）①で宿舍貸与の希望があると、所属官署は財務局等から宿舍の配分を受けた上で②の宿舍貸与申請書類を送付します。財務局等から一旦配分を受けた後に宿舍希望を撤回することになると、財務局等からの信頼を失い、他の職員も含めて今後宿舍の配分を受けにくくなる事態が考えられるためです。

② 宿舍貸与申請書類の提出 <1月上旬頃>

- ・【所属官署の事務担当者】より【内定者（宿舍希望者）】に対して貸与される宿舍が記載された宿舍貸与申請書類を送付
- ・【内定者（宿舍希望者）】は速やかに入居日等の必要事項を記載の上、指定された送付先に宿舍貸与申請書類を提出（期限厳守※）
（注）入居日を予め管理人と調整しておく必要のある宿舍もあります。
また、入居日は管理人の勤務日とすることなどの注意事項がありますので、事務担当者から送付される書類をよく確認してください。

③ 宿舍貸与承認書の交付 <研修終了当日までに>

- ・【所属官署の事務担当者】は速やかに貸与申請手続を行い、宿舍の維持管理機関の承認後、【内定者（宿舍希望者）】に対して宿舍貸与承認書を交付

④ 鍵の受渡し

- ・【内定者（宿舍希望者）】は管理人等に事前連絡し、鍵の受渡日時を調整
（注）鍵の受渡しは、宿舍貸与承認書に記載の入居日以降の日時になります。
（注）鍵の受渡方法が異なる宿舍もあるので、事務担当者から送付される書類をよく確認してください。
（注）管理人へ連絡できる時期（宿舍貸与承認後でなければならない等）について、事務担当者から送付される書類をよく確認してください。

⑤ 引越し荷物の搬入

- ・【内定者（宿舍希望者）】は宿舍貸与承認書記載の入居日から10日以内に入居

※ ①及び②は非常にタイトな回答・提出期限となっています。これは【内定者（宿舍希望者）】が遅くとも採用地の裁判所に着任される日には宿舍に入居できるように、それまでに宿舍の貸与に必要な様々な手続を終えるためです。御理解と御協力をお願いします。

①又は②の回答・提出期限に遅れた場合は、着任日に宿舍に入居できないこともあります。

国家公務員宿舎について

最高裁判所事務総局経理局
総務課公務員宿舎第一係・第二係

1 はじめに

宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的に貸与されるものであり、**福利厚生（生活支援）目的で貸与されるものではありません。**

また、「貸与」という公権的な立場において一方的に決定される行政行為であって、民間の賃貸借契約である民法上の契約関係とはその性格が異なり、宿舎の被貸与者は、国の指示や宿舎貸与承認書に記載された宿舎貸与の条件（※）を遵守しなければならず、貸与を受ける宿舎を選ぶこともできません。

※ 被貸与者の義務等

①善管注意義務、②転貸の禁止、③居住の用以外の用に供することの禁止、④改造、模様替その他の工事を無承認で行うことの禁止、⑤滅失、損傷、汚損の場合の原状回復又は損害賠償義務、⑥その他（軽微な損傷等の修繕義務、明渡し期限を守る義務、入居期限を守る義務、明渡し日の届出等の義務、宿舎の調査受忍義務、使用上の指示を守る義務等）

2 省庁別宿舎と合同宿舎について

宿舎は、その維持管理の主体により、「**省庁別宿舎**」と「**合同宿舎**」に分けられます。

省庁別宿舎とは、裁判所が維持管理等を行っている宿舎であり、原則として、裁判所職員のみが入居しています。

それに対して、合同宿舎とは、財務省の地方機関である財務局や財務事務所が維持管理等を行っており、裁判所職員のほかに、他省庁の職員も入居しています。

	省庁別宿舎	合同宿舎
維持管理の主体	裁判所	財務局又は財務事務所
入居者	原則として、 裁判所職員のみが入居	裁判所職員のほかに、 他省庁の職員も入居

3 建物の概要

(1) 間取りや築年数

間取りは、1Rや1Kから、2K、2DK、3DK、3LDK、さらに4DKまでと様々です。また、築年数も様々で、建物が老朽化し、間取りや設備が陳腐化しているところもあります。

(2) 入居できる宿舎の広さ

宿舎は25㎡未満（a規格）から80㎡以上（e規格）までの以下の5つの規格に分かれており、職員の等級等によって入居できる宿舎の規格が決まります（新任判事補の場合は、原則b又はc規格）。

延べ面積	規格	延べ面積	規格
25㎡未満	a	70㎡以上80㎡未満	d
25㎡以上55㎡未満	b	80㎡以上	e
55㎡以上70㎡未満	c		

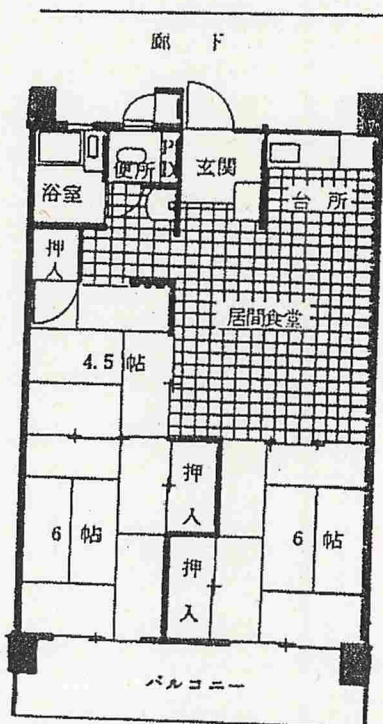
(3) 設備について

設備に関しては、築年数によって大きな差があります。古い建物になると、**和室3室**とダイニングキッチンの3DKであったり（※1）、風呂は**バランス釜**（※2）といわれる浴槽の横に給湯器が設置されているタイプなど、みなさんが想像されるよりもはるかに古めかしいものもあります。その一方で、宿舍での防犯対策、居住性の向上や地球温暖化対策の一環としてそれらに対応した**新しい設備を設置している合同宿舍もあります**（オートロックシステム、防犯ガラス、24時間換気システム等）。

なお、原則として、各室にガスコンロ、カーテン、照明器具やエアコン等は設置されておらず、インターネット環境についても、基本的に、各戸までの光回線等の環境は整備されていません。また、新たに光回線を引くために工事を行うなど原状に変更を加える場合には、維持管理の主体である裁判所、財務局又は財務事務所（以下「維持管理機関」という。）の承認を受ける必要があります。

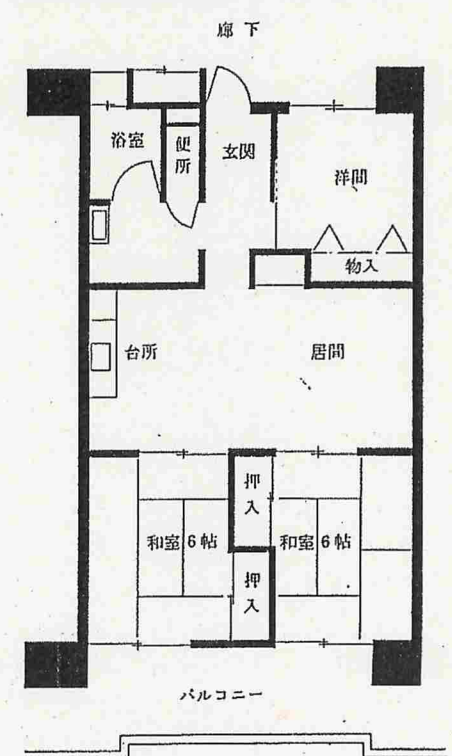
※1 宿舍間取り図

昭和46年度築のC規格



築年数の古い宿舍は、今どきのフローリングではなく、すべての居室が和室となっているものが多いです。

平成3年度築のC規格



平均的な宿舍の間取りです。

※2 バランス釜

古いアパートなどで使用されているもので、浴槽の隣に設置された湯沸かし器により、外気を使ってガスを燃焼させ、お湯を沸かします。

お湯を使用する際は点火ハンドルを回す等の操作が必要になります。



4 宿舎使用料等について

(1) 宿舎使用料

宿舎の使用料は、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、立地条件、経過年数等の具体的居住条件等を考慮して各宿舎につきその維持管理機関が定めることになっています。

なお、現在の宿舎使用料の水準は概ね以下のとおりです（平成29年12月の財務省公表資料に基づく概算使用料。数値は公表時のもの。また、百円単位で端数処理。）。

○ 宿舎使用料（c規格（55㎡以上70㎡未満））

	新築～15年	築26年 (宿舎全体の平均)
東京都23区の場合	60,000円	48,100円
地方部（人口30万人未満の市町村（県庁所在地を除く））の場合	新築～5年	33,800円
	5～10年	31,100円
	10～15年	26,400円

○ 駐車場使用料（平面駐車場）

東京都23区の場合	15,400円
人口30万人未満の市町村の場合	3,300円

(2) その他の費用

宿舎によって違いはありますが、多くの宿舎では自治会が組織されており、宿舎使用料とは別に、**共益費の支払も生じます。**

なお、敷金や礼金、仲介手数料等とはかからず、**入居時の負担は引っ越し費用程度で済みます（荷物の搬入に裁判所職員は一切関与しませんので、自ら行っていただく必要があります。）。**

ただし、宿舎を退去する際には、宿舎の損傷又は汚損の修復の目的から必要最小限度の範囲内で、原状回復及び軽微修繕を行わなければならない、**退去費用の負担が大きくなる場合もあります。**

5 最後に

宿舎行政に関しては、国民からも厳しい目が注がれており、国家公務員を巡る宿舎事情は大変厳しい状況にあります。宿舎の中には、相当の建築年数が経過し老朽化が進んでいるものや、勤務官署から遠いものもありますが、宿舎は、福利厚生のためではなく、公務のために整備されていることから、そのために宿舎使用料が民間賃貸住宅と比較して低廉であり、様々な制約が生じることをご理解ください。

※ 宿舎の貸与手続に当たっては、宿舎貸与申請書の提出等、速やかな対応をお願いすることになりますので、ご理解とご協力をお願いします。